

福島県イノシシ管理計画（第3期）の概要

1 計画の目的

イノシシの管理を進めることにより、イノシシによる人身被害の防止と生活環境被害及び農業被害の低減を図ることを目的とする。

2 保護管理すべき鳥獣の種類、計画の期間、計画の区域

(1) 鳥獣の種類（変更なし）

本県に生息するイノシシを対象とする。

(2) 計画の期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日までの5ヵ年とする。

※第2期：〔平成27年5月29日～平成31年3月31日〕（1年前倒しで変更）

(3) 計画の区域（変更なし）

県内全域

3 推定生息数及び捕獲頭数の試算

- ・推定生息数（H30年度）：54,000～62,000頭
- ・年間捕獲頭数：個体数を抑制するために、年間25,000頭以上の捕獲で減少に転じる

※生息数の推定にあたっては、第2期計画の推定生息数（H26年度）をもとに、自然増加率（環境省試算）と捕獲数によって試算

4 管理の目標

(1) 目標

本計画では、管理目標を以下のとおりとする。

「イノシシの個体数を抑制」しつつ、人の生活圏からの「すみ分け」を図る。

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

第2期計画に引き続き、以下の3つの対策（①～③）を地域の実情に応じて総合的に組み合わせて実施する。なお、対策の実施にあたって、特に②、③については、取り組みが地域住民にも理解されることで住民が主体となった対策につながるため、市町村等と連携し、住民への普及啓発を併せて進めていくこととする。

①捕獲	<p>試算された捕獲頭数に基づき、県・市町村・猟友会など関係機関が緊密に連携しながら、狩猟捕獲・個体数調整捕獲（指定管理鳥獣捕獲を含む）・有害捕獲（予察捕獲を含む）により、個体数抑制に向け年間 25,000 頭を目標に最大限の捕獲に取り組む。</p>
②生息環境管理（環境整備）	<p>農地周辺に寄せ付けないための餌となる誘引物の除去や里山林の整備、耕作放棄地の解消等といった環境づくりを行う。併せて、イノシシを人の生活圏に近づけさせないために侵入経路となりうる河川敷や道路脇のヤブ等の刈り払い対策を行う。</p> <p>また、こうした対策の効果について地域住民等に対して理解いただくように努め、住民が主体となった対策につなげる。</p>
③被害防除	<p>市街地・集落や農地を守るため、イノシシの侵入を防止することを目的に、侵入防止柵を設置する。</p> <p>県は市町村等とともに地域住民が効果的な設置が図られるよう地域単位での設置を推進するとともに、適切な維持管理を図るための指導・助言を行う。</p>

5 エリアごとの具体的な対策

県内におけるイノシシ状況は捕獲数や目撃・痕跡等、エリアによって異なってくることから、以下のとおり大きく3つのエリア分けを行い、「エリアごとの特徴」を踏まえ、地域の実情に応じた効果的な対策を講じていく。

エリア	特徴	具体的な対策
避難12市町村	住民帰還等に向けて市街地等からイノシシ排除を行っているエリア	<p>帰還困難区域については国（環境省）に対して更なる対策を要請するとともに帰還困難区域以外では国と連携しながら、市町村が策定する個別計画に基づき対策を進める。また、県が人材育成や技術支援を行う等、広域的に支援を行う。</p>
中通り・浜通り（避難12市町村を除く）	イノシシが多く生息するエリア	<p>各種被害対策に向けた取り組みを実施するとともに新たな取り組みとして、モデル地域を選定し、ICTを活用した出没情報の収集・捕獲を行うとともに、迅速かつ効果的に4（2）①～③記載の3つの総合的な対策を講じる実証を行い、得られた知見を市町村へ提供し、取り組みを波及させる。</p>
会津地方	イノシシが増えはじめているエリア	<p>地域の実情に応じて4（2）①～③記載の3つの総合的な対策を実施するとともに、特に捕獲技術を向上させるための研修会等を実施し、生息域の拡大防止を図っていく。</p>